第二十五条の十の八中「当該届出書」を「当該特定口座開設届出書」に改め、「遅滞なく」の下に「、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「次条及び第二十五条の十の十一」を「以下この条、次条第五項及び第二十五条の十の十一第二項第五号」に、「を、当該特定口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該特定口座開設者死亡届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該特定口座開設者死亡届出書に記載すべき事項の提供を含む。同号において同じ。）をしなければ」に改め、同条ただし書中「を提出した」を「の提出をした」に改める。

第二十五条の十の九第五項中「第二十五条の十の二第十項に規定する」を削り、「同条第十一項各号」を「第二十五条の十の二第十一項各号」に改め、「（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を削り、「同項第二十七号イに規定する書類、同条第十五項に規定する」を「特定口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書、特定口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」に改め、「（電磁的方法により提供された当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　前項の届出書、依頼書（特定口座内保管上場株式等移管依頼書を除く。以下この項において同じ。）及び書類（第二十五条の十の二第十四項第二十一号に規定する書類その他財務省令で定める書類を除く。以下この項において同じ。）には、電磁的方法により提供されたこれらの届出書、依頼書又は書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むものとする。

第二十五条の十の十一第一項中「ものは」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「当該金融商品取引業者等の営業所に」を削り、「以下この条において」を「第十二項及び第十四項において」に、「を提出しなければ」を「の提出（同条第一項に規定する提出をいう。第十二項及び第十四項において同じ。）をしなければ」に改め、同条第二項中「応じ」を「応じ」に改め、同項第一号中「この条から」を削り、同条第十二項中「を提出した」を「の提出をした」に、「及び当該」を「（電磁的方法により提供された当該特定口座源泉徴収選択届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第十四項において同じ。）及び当該」に改め、同条第十四項中「第二十五条の十の四第二項」を「第二十五条の十の四第三項」に、「提出された」を「提出がされた」に改める。

第二十五条の十の十三第二項中「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出」に、「を提出しなければ」を「をしなければ」に改め、同条第四項中「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出している」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出をしている」に、「その源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出」に、「を提出する」を「の提出をする」に改め、「除き」の下に「、当該金融商品取引業者等の営業所の長に」を加え、「を、当該源泉徴収選択口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に提出しなければ」を「の提出（当該源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書の提出に代えて行う電磁的方法による当該源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書に記載すべき事項の提供で、その者の住所等確認書類の提示又はその者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。以下この条において同じ。）をしなければ」に改め、同条第十六項中「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した」を「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書をいい、電磁的方法により提供された当該源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第十八項において同じ。）、源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書（電磁的方法により提供された当該源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第十八項において同じ。）」に改め、同条第十八項中「第二十五条の十の四第二項」を「第二十五条の十の四第三項」に、「移管前の営業所の長に提出された」を「移管前の営業所の長に源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされた」に改め、「及び」の下に「当該移管前の営業所の長に源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされた」を加える。

第二十五条の十一第六項の表第十六項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十六項の表第十一条の二第二項、第十七条第四項第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十九条第二項第二号、第二百二十一条の三第二項、第二百二十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十一条の二第二項」を削り、同条第七項の表第十六項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十六項の表第十一条の二第二項、第十七条第四項第五号、第百七十九条第一号イ及び第二号イ、第百八十条第二項第一号、第二百四条第一項第二号、第二百五条、第二百十一条の三第二項、第二百十一条の六第一項並びに第二百二十二条第二項の項中「第十一条の二第二項」を削る。

第二十五条の十一の二第二十項の表第十一条第二項の項中「第十一条第二項」を「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項、第十七条第四項第五号の項中「第十一条の二第二項及び」を削り、同表第二百六十二条第一項及び第四項の項中「第四項」を「第三項から第五項まで」に改める。

第二十五条の十二第八項中「同項第二号に定める」を「同項第二号イに掲げる」に改め、「とし、」の下に「同号ロに掲げる特定株式にあつては令和二年四月一日とし、」を加える。

第二十五条の十二の二第二十四項の表第十一条第二項の項中「第十一条の二第二項」に改め、同表第十一条の二第二項及び第十七条第四項第五号の項中「第十一条の二第二項及び」を削り、同表第二百六十二条第一項及び第四項の項中「第四項」を「第三項から第五項まで」に改める。

第二十五条の十三第五項中「設定しようとする年」を「開設しようとする年」に、「設定しようとする場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる」を「開設しようとする場合には、その口座を開設しようとする金融商品取引業者等の営業所の長に、その口座開設年の一月一日（法第三十七条の十四第十項の規定により同条第五項第九号に規定する勘定廃止通知書（以下この項及び第二十五条の十三の六第五項において「勘定廃止通知書」という。）又は法第三十七条の十四第五項第十号に規定する非課税口座廃止通知書（以下この項及び第二十五条の十三の六第五項において「非課税口座廃止通知書」という。）を添付して法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座開設届出書（以下第二十五条の十三の三まで及び第二十五条の十三の六において「非課税口座開設届出書」という。）の提出（同号に規定する提出をいう。以下この条及び第二十五条の十三の六第一項において同じ。）をする場合には、その口座開設年の前年の十月一日）からその口座開設年において最初に法第九条の八及び第三十七条の十四第一項から第四項までの規定の適用を受けようとする同条第五項第二号イ若しくはロ、第四号イ又は第六号イ、ハ若しくはニに掲げる上場株式等を当該口座に受け入れる日（勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書を添付して非課税口座開設届出書の提出をする場合には、当該受け入れる日又はその口座開設年の九月三十日のいずれか早い日）までに、非課税口座開設届出書の提出をしなければならない。この場合において、当該非課税口座開設届出書が、勘定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書が添付されたものであり、かつ、その口座開設年の前年十月一日から同年十二月三十一日までの間に提出がされたものである場合には、当該非課税口座開設届出書は、当該提出がされた日の属する年の翌年一月一日に提出がされたものとみなして、法第九条の八及び第三十七条の十四（第六項から第二十九項までを除く。）の規定を適用するものとし、当該非課税口座廃止通知書の交付の基因となつた同条第五項第一号に規定する非課税口座（以下第二十五条の十三の三まで、第二十五条の十三の五及び第二十五条の十三の六において「非課税口座」という。）において当該非課税口座を廃止した日の属する年分の同項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「非課税管理勘定」という。）、法第三十七条の十四第五項第七号に規定する累積投資勘定（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「累積投資勘定」という。）、法第三十七条の十四第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この条並びに次条第